

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策（令和5年3月17日以降）
に関する理事会決定事項

【新型コロナウイルス感染症拡大防止対策】

①傍聴について

- ・全体会は許可とする。なお、傍聴方法は次のとおりとする。
 - ア．傍聴席は、密にならないよう適宜空席を設け、空席には利用を遠慮いただく旨の貼り紙をする。
 - イ．傍聴者のマスクの着用は個人の判断に委ねる。
 - ウ．発熱のある方や体調の悪い方については傍聴を遠慮いただく旨の周知を行う。
なお、周知方法は委員長一任とする。
- ・理事会は不許可とする。
- ・分科会は各分科会長において判断する。

②その他の感染防止対策について

○換気

- ・換気は常時行う。

○アクリル板の設置

- ・発言時の飛沫対策として、演壇、質問席及び答弁席にアクリル板を設置する。

○マスクの着用

- ・議場出席者のマスクの着用は個人の判断に委ねる。

○水差しの撤去

- ・水差しの設置はとりやめる。なお、ペットボトルまたはマイボトルは自身で用意する。また、飲料は、水に限る。

○消毒

- ・演壇、質問席及び答弁席にアルコール消毒液を設置することとし、発言等による登・降壇の際には必ず手指等の消毒を行うこととする。
- ・演壇、質問席及び答弁席での発言時にマスクを外して発言をした場合は、自席に戻る前に、必ず自身で発言した机上及びマイクの消毒を行うこととする。